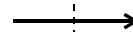


【新設】

(新設)



は最初に診断された日から60日を経過した後
に、引き続きリハビリテーションを実施する
場合において、過去3月以内にH003-4
に掲げる目標設定等支援・管理料を算定して
いない場合には、所定点数の100分の90に相
当する点数により算定する。

- H001-2 廃用症候群リハビリテーション料
- 1 廃用症候群リハビリテーション料(I) (1単位)
180点
 - 2 廃用症候群リハビリテーション料(II) (1単位)
146点
 - 3 廃用症候群リハビリテーション料(III) (1単位)
77点

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合して
いる保険医療機関において、急性疾患等に伴
う安静による廃用症候群の患者であって、一
定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、
言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来し
ているものに対して個別療法であるリハビリ
テーションを行った場合に、当該基準に係る
区分に従って、それぞれ廃用症候群の診断又
は急性増悪から120日以内に限り所定点数を
算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定め
る患者について、治療を継続することにより
状態の改善が期待できると医学的に判断され
る場合その他の別に厚生労働大臣が定める場
合には、120日を超えて所定点数を算定する
ことができる。

注2 注1本文に規定する患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪から30日に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数に加算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、注1本文に規定する患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪から14日に限り、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。

注4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する患者に対して、必要があつてそれぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から120日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り算定できるものとする。この場合において、当該患者が要介護被保険者等である場合には、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定する。

イ 廃用症候群リハビリテーション料(I) (1単位) 108点

ロ 廃用症候群リハビリテーション料(II) (1単位) 88点

ハ 廃用症候群リハビリテーション料(III) (1単位) 46点

H002 運動器リハビリテーション料

【点数の見直し】

- 1 運動器リハビリテーション料(I) (1単位) 180点
- 2 運動器リハビリテーション料(II) (1単位) 170点
- 3 運動器リハビリテーション料(III) (1単位) 85点

【注の見直し】

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出

注5 注4の場合において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関が、入院中の患者以外の患者（要介護被保険者等に限る。）に対して注4に規定するリハビリテーションを行った場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

注6 注1本文に規定する患者（要介護被保険者等に限る。）に対し、それぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から40日を経過した後に、引き続きリハビリテーションを実施する場合において、過去3月以内にH003-4に掲げる目標設定等支援・管理料を算定していない場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

- 185点
- 170点
- 85点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出